

## 令和3年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査等
2. 監査対象年度 令和2年10月～3月、令和3年度4月～9月
3. 監査結果報告 令和3年12月24日

所属等	監査結果	措置状況等
伊賀南部環境衛生組合	工事、修繕及び委託の発注については、一般競争入札や、3者以上から見積書を徴取することを基本とし、安易な1者での随意契約は慎み、競争の機会が損なわれることのないよう注意されたい。	施設運転管理業務やクリーンセンターの焼却に係る修繕等については、その特殊性から入札に付することは困難と考えますが、2者以上で履行が可能と考えられる工事、修繕、物品購入、委託業務などについては、原則一般競争入札によるものとします。
伊賀南部環境衛生組合	文書処理事務においては、職務権限規程に基づく適正な処理をされたい。	職務権限規程を随時確認し、決裁区分等に誤りがないよう適正な処理を行います。
伊賀南部環境衛生組合	支出命令に際しては、請求書等の内部チェックを徹底されたい。	支出命令を行う際、請求書金額の確認を徹底するとともに、決裁の審査においても、確認誤りがないよう注意の徹底を行い、適正な事務処理に努めます。
伊賀南部環境衛生組合	クリーンセンターの火災等緊急事態発生時には、事故対応マニュアルに基づいた対応を行うよう徹底されたい。	火災等緊急事態発生時には、新たな事故対応マニュアルに基づいた対応を徹底するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、毎年、消防訓練を行うなど、緊急事態発生時の対応強化に努めます。

所属等	監査結果	措置状況等
業務室	時間外勤務の解消に向けて、所属長が十分に内部統制を図り、特に休日や夜間に業務のある所属においては、勤務時間の弾力的運用を活用するなど職員の健康管理に努めながら、組織体制及び業務のあり方を見直されたい。	時間外勤務については、業務の効率化や平準化を図り削減に努めます。
伊賀南部環境衛生組合	現金の取扱は、複数による確認、現金出納簿等による記録、関係書類との照合を行い、的確な管理と適正な保管がなされるべきであるが、一部不適切な事務処理が見受けられた。例規等を確認し、適正な事務処理を徹底されたい。	現金の取扱は、常に複数人で確認するとともに、関係書類の照合においても複数人で確認を行うなど適正な事務処理の徹底に努めます。